

外国大学等との学術交流協定に関する基本方針

わが国の経済的発展とともに、教育界における国際的交流の機運が、近年とみに高まっていることは、よく知られた事実である。本学は昭和62年の開学以来、世界に開かれた大学を目指し、段階的ではあるが、静岡県と友好関係にある中国・浙江省杭州大学を初め、米国、ロシアなどの大学とは学術交流のための大学間協定を、英国、中国の大学とも学部間協定を締結してきた。しかし、本学の不断の発展に伴い、さらに世界の優れた高等教育・研究機関（以下「大学等」という。）の研究者、学生との交流や資料・情報の交換、共同研究の推進などが求められている。今後、外国大学等との交流を実施するにあたり、「大学間協定」と「部局間協定」についての基本方針を策定する。

1 大学間協定

(1) 大学間協定の枠組み

ア 大学間協定は、本学が特定の外国大学等との間に、平等互惠の精神に基づいて研究・教育の交流を促進し、ひいては本学の水準を国際的に高めるため、本学学長と相手大学代表者との間で締結される。

イ 大学間協定は包括的なものとし、具体的な交流事業の内容は、国際交流委員会の議を経て、別の文書で決めるものとする。

ウ 協定校の数は、一応の目途を10校程度とする。

エ 協定は、相手校との協議により、締結後5年以内に見直すこととする。

(2) 大学間協定締結の指針

次の各号の一に該当するものとする。

ア 学術交流のため、本学の研究者、学生を定期的又は継続的に外国大学に派遣するか、送り出す必要がある場合。

イ 特別な理由で相手大学の学術振興に寄与することが必要な場合。

ウ 本学の学生あるいは卒業生が、頻繁に研究に赴くか、あるいは相手大学に留学する場合。

エ 相手大学が文部科学省短期留学制度による留学生を、継続的に本学に派遣することを希望している場合。

オ 本学の部局等が多年交流実績を持つ大学等である場合。

カ 外国大学等が希望し、本学も協定締結が望ましいと認められる場合。

2 部局間協定

(1) 部局間協定は、本学の部局等が外国の特定大学との間に、平等互惠の精神に基づいて、研究教育の交流を促進するため、相手側大学長又は部局長との間で締結される。

(2) 部局間協定は、大学間協定に準ずる条件を備えている場合、締結し得る。

3 協定締結の手続き

(1) 大学間協定

ア 大学間協定の発議は、本学の複数部局によって、学長に対して行われる。

イ 学長は国際交流委員会に対して審議を依頼する。

ウ 国際交流委員会は、審議の過程で各部局等の意見を反映させ、協定案を作成する。

エ 同案は、教育研究審議会の上承を得た後、すみやかに学長の承認を得るものとする。

(2) 部局間協定

ア 部局間協定の締結は、特定部局が必要に応じて行う。

イ 協定調印後、部局長は学長に報告する。

(3) 部局間協定を大学間協定に格上げする場合には、複数部局等が学長に提案する。

その後の手続きは、大学間協定の手続きを準用する。

(4) このほか、外国大学等との学術交流・協定について新たな提案があるときは、国際交流委員会の議を経るものとする。

4 その他

(1) 大学間の国際交流には、確かな財政的根拠が必要である。このため協定締結にあたっては、設置者側を含め十分な協議を行うものとする。

(2) 外国人研究者・学生の受入れを無理なく行い、交流の実を挙げるため、施設及び支援体制の整備について、一層努力するものとする。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。